

① 伐採方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が人工造林の場合

伐 採 及 び 伐 採 後 の 造 林 の 届 出 書

令和4 年 10 月 1 日

市町村長 殿

住 所 ○○市○○町1 ー2 ー
届出人 氏名 森林 太郎

伐採の始期の 30～90 日前
であり、適正。

次のとおり 森林の立木を伐採したいので、森林法第 10 条の8 第1 項の規定により 届け出ま
す。

本伐採は届出者である 森林太郎 が所有する 立木を伐採するものです。

1 森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番 1234-1 番地, 1234-2 番地

伐採箇所が複数地番にまたがる場合
は該当する地番を全て記載する。

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

○○国立公園普通地域

注意事項

- 1 伐採する 森林の所在する 市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する 者と伐採後の造林をする 者とが異なり、これらの者が共同して提出する場
合にあつては、当該伐採する 者と当該伐採後の造林をする 者が、伐採及び伐採後の造
林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積
は、小数第2 位まで記載し、第3 位を四捨五入すること。
- 4 届出書に添付された伐採及び伐採後の造林の計画に従って施業が行われない場合
は、法の規定に基づき文書による指導、施業の勧告、遵守命令が行われること。
- 5 上記遵守命令に従わなかった場合は、法の規定に基づき罰則が適用される場合があ
ること（伐採及び伐採後の造林の届出：100万円以下の罰金（森林法第208条））。

(別添)

伐採計画書

住 所 〇〇市〇〇町1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採の計画

伐 採 面 積	2.00ha(うち人工林2.00ha)		
伐 採 方 法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	100%
作 業 委 託 先	(有)〇〇林業		
伐 採 樹 種	スギ		
伐 採 齢	50		
伐 採 の 期 間	令和4 年11月15日 ~ 令和5 年3 月15日		
集 材 方 法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3 m ・ 延長 500 m		

全ての地番の合計面積を記載する。

伐採の始期が届出日以降 30
~90 日であり、適正

2 備考

--

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(〇~〇)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

住 所 ○○市○○町1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採後の造林の計画

主伐に係る伐採面積と一致しており、適正。

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積(A + B + C + D)	2.00ha
人工造林による面積(A + B)	2.00ha
植栽による面積(A)	2.00ha
人工播種による面積(B)	— ha
天然更新による面積(C + D)	— ha
ぼう 芽更新による面積(C)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他()・なし
天然下種更新による面積(D)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)	令和5 年4 月1 日 ～ 令和5 年5 月31 日	ヒノキ	1.00ha	2,500本	△△森林組合	幼齢木保護 具の設置
		スギ	1.00ha	2,500本		
天 然 更 新 (ぼう 芽 更 新・ 天 然 下 種 更 新)	—	—	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から 起算して2 年以内となっているため、適正。			—
5 年後において 適 確 な 更 新 が な さ れ な い 場 合	—	—	— ha	— 本		—

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

2 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

② 伐採方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が天然更新の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

〇〇市長 殿

令和4 年9 月 15 日

伐採の始期の 30～90 日前
であり、適正。

伐採する者と伐採後の造林
をする者が異なる場合
は、連名で届け出る。

住 所 〇〇市△△町字□□1 2 3
届出人 氏名 〇〇林業
代表取締役 林野 次郎

住 所 〇〇市〇〇町1 -2 -3
届出人 氏名 森林 太郎

〔伐採する者(立木を買い
受けて伐採する者等) 〕

〔伐採後の造林をする者
(森林所有者) 〕

次のとおり 森林の立木を伐採したいので、森林法第 10 条の8 第1 項の規定により 届け出ま
す。

本伐採は届出者のうち 〇〇林業 が所有する立木を伐採するものです。

伐採箇所が複数地番にまたがる場合
は該当する地番を全て記載する。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番 1234-1 番地, 1234-2 番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場
合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造
林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積
は、小数第2 位まで記載し、第3 位を四捨五入すること。
- 届出書に添付された伐採及び伐採後の造林の計画に従って施業が行われない場合
は、法の規定に基づき文書による指導、施業の勧告、遵守命令が行われること。
- 上記遵守命令に従わなかった場合は、法の規定に基づき罰則が適用される場合があ
ること（伐採及び伐採後の造林の届出：100万円以下の罰金（森林法第208条））。

(別添)

伐採計画書

住 所 ○○市△△町字□□1 2 3

届出人 氏名 ○○林業

代表取締役 林野 次郎

1 伐採の計画

伐 採 面 積	3.30ha(うち令和4年度 天然林2.20ha、令和5年度 天然林1.10ha)		
伐 採 方 法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	100%
作 業 委 託 先	—		
伐 採 樹 種	クスギ、その他広葉樹		
伐 採 齢	45(35~50)		
伐 採 の 期 間	令和4年11月1日 ~ 令和5年12月31日		
集 材 方 法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3 m ・ 延長 750 m		

全ての地番の合計面積を記載する。

伐採の期間が1年を超える場合は、
年次別に記載する。

伐採の始期が届出日以降 30
~90 日であり、適正

2 備考

--

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造林計画書

住所 ○○市○○町1-2-3

届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積(A+B+C+D)	3.30ha
人工造林による面積(A+B)	— ha
植栽による面積(A)	— ha
人工播種による面積(B)	— ha
天然更新による面積(C+D)	3.30ha
ぼう芽更新による面積(C)	2.20ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ <u>その他</u> (芽かき)・なし
天然下種更新による面積(D)	1.10ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・ <u>刈出し</u> ・ <u>植込み</u> ・ <u>その他</u> ()・なし

主伐に係る伐採面積と一致しており、適正。

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間となっているため、適正。

天然更新すべき立木の本数に面積を乗じて得た本数を記載する。
(例) 3,000本/ha × 3.30ha = 9,900本
5年後において適確な更新が完了していない場合は、当該本数に足らざる本数を植栽することとなる。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)	—	—	— ha	— 本	—	—
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日	クヌギ	2.20ha			防護柵の設置
		その他広葉樹	1.10ha			
5年後において 適確な更新が なされない場合	令和11年4月1日 ～ 令和12年3月31日	その他広葉樹	3.30ha	9,900本		防護柵の設置

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を超えない期間となっており、かつ植栽が計画されているため、適正。

林以外の用途に供されることとなる場合のその

5年後の天然更新の完了の見込みに関係なく天然更新を計画する全面積を記載する。

2 備考

--

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

③ 伐採方法が択伐であって、伐採後の造林の計画が天然更新の場合

伐 採 及 び 伐 採 後 の 造 林 の 届 出 書

市町村長 殿

令和4 年 10 月 1 日

住 所 ○○市○○町1 ー2 ー○
届出人 氏名 森林 太郎

伐採の始期の 30～90 日前
であり、適正。

次のとおり 森林の立木を伐採したいので、森林法第 10 条の8 第1 項の規定により 届け出ま
す。

本伐採は届出者である 森林太郎 が所有する立木を伐採するものです。

1 森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番 1234-1 番地, 1234-2 番地

伐採箇所が複数地番にまたがる場合
は該当する地番を全て記載する。

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場
合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造
林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積
は、小数第2 位まで記載し、第3 位を四捨五入すること。
- 4 届出書に添付された伐採及び伐採後の造林の計画に従って施業が行われない場合
は、法の規定に基づき文書による指導、施業の勧告、遵守命令が行われること。
- 5 上記遵守命令に従わなかった場合は、法の規定に基づき罰則が適用される場合があ
ること（伐採及び伐採後の造林の届出：100万円以下の罰金（森林法第208条））。

(別添)

伐採計画書

住 所 ○○市○○町1-2-3

届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採の計画

伐採面積	2.00ha(人工林2.00ha)		
伐採方法	主伐・皆伐・択伐・間伐	伐採率	40%
作業委託先	○○森林組合		
伐採樹種	ヒノキ		
伐採年齢	60		
伐採の期間	令和4年11月1日～令和5年3月15日		
集材方法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m ・ 延長 m		

全ての地番の合計面積を記載する。

市町村森林整備計画に定める立木の伐採(主伐・択伐)の標準的な方法に照らして適正な伐採率となっているか?

伐採の始期が届出日以降30～90日であり、適正

2 備考

--

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造林計画書

住所 ○○市○○町1-2-3

届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積(A+B+C+D)	2.00ha
人工造林による面積(A+B)	ha
植栽による面積(A)	ha
人工播種による面積(B)	— ha
天然更新による面積(C+D)	2.00ha
ぼう芽更新による面積(C)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他()・なし
天然下種更新による面積(D)	2.00ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他()・なし

主伐に係る伐採面積と一致しており、適正。

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間となっているため、適正。

天然更新すべき立木の本数に面積を乗じて得た本数を記載する。
(例) $3,000 \text{ 本/ha} \times 2.00 \text{ ha} \times 0.4 = 2,400 \text{ 本}$
5年後において適確な更新が完了していない場合は、当該本数に足らざる本数を植栽することとなる。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)	—	—	— ha	— 本		
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日	その他広葉樹	2.00ha			防護柵
5年後において 適確な更新が なされない場合	令和11年4月1日 ～ 令和13年3月31日	その他広葉樹	2.00ha	2,400 本		防護柵

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を超えない期間となっており、かつ植栽が計画されているため、適正。

の用途に供されることとなる場合のそ

5年後の天然更新の完了の見込みに関係なく天然更新を計画する全面積を記載する。

2 備考

--

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

④ 伐採方法が間伐の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

市町村長 殿

令和4年10月1日

住 所 〇〇市〇〇町1-2
届出人 氏名 △△森林組合
組合長 森林 花子

伐採の始期の30～90日前
であり、適正。

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は長期受委託契約に基づき 森林太郎 が所有する立木を伐採するものです。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地, 1234-2番地

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載する。

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 届出書に添付された伐採及び伐採後の造林の計画に従って施業が行われない場合は、法の規定に基づき文書による指導、施業の勧告、遵守命令が行われること。
- 上記遵守命令に従わなかった場合は、法の規定に基づき罰則が適用される場合があること（伐採及び伐採後の造林の届出：100万円以下の罰金（森林法第208条））。

(別添)

伐採計画書

住 所 ○○市○○町1-2-3
届出人 氏名 △△森林組合
組合長 森林 花子

1 伐採の計画

伐採面積	2.00ha		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	30%
作業委託先	—		
伐採樹種	ヒノキ		
伐採年齢	35		
伐採の期間	令和4年11月15日 ～ 令和5年3月15日		
集材方法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m ・ 延長 m		

全ての地番の合計面積を記載する。

伐採齢及び市町村森林整備計画に定める間伐の標準的な方法に照らして適正な伐採率となっているか？
(伐採後の造林が必要となるような、過大な伐採率となっていないことを確認)

伐採の始期が届出日以降 30
～90 日であり、適正

2 備考

森林作業道を活用して間伐木を搬出する。

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

(造林をする者の住所・氏名)

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積(A +B +C +D)		— ha
人工造林による面積(A +B)		— ha
植栽による面積(A)		— ha
人工播種による面積(B)	間伐は更新を伴わない 伐採であるため、伐採後 の造林の計画は不要	— ha
天然更新による面積(C +D)		— ha
ぼう 芽更新による面積(C)		— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他()・なし	
天然下種更新による面積(D)		— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他()・なし	

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)						
天 然 更 新 (ぼう 芽 更 新 ・ 天 然 下 種 更 新)	—	—	— ha			—
5 年後において 適 確 な 更 新 が な さ れ な い 場 合	—	—	— ha	— 本		—

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

2 備考

--

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

⑤ 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合

伐 採 及 び 伐 採 後 の 造 林 の 届 出 書

〇〇市長 殿

令和4 年 10 月 1 日

伐採の始期の 30～90 日前
であり、適正。

住 所 〇〇市〇〇町1 -2 -3
届出人 氏名 森林 太郎

次のとおり 森林の立木を伐採したいので、森林法第 10 条の8 第1 項の規定により 届け出ます。

本伐採は届出者である 森林太郎 が所有する 立木を伐採するものです。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番 1234-1 番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2 位まで記載し、第3 位を四捨五入すること。
- 届出書に添付された伐採及び伐採後の造林の計画に従って施業が行われない場合は、法の規定に基づき文書による指導、施業の勧告、遵守命令が行われること。
- 上記遵守命令に従わなかった場合は、法の規定に基づき罰則が適用される場合があること（伐採及び伐採後の造林の届出：100万円以下の罰金（森林法第208条））。

(別添)

伐 採 計 画 書

住 所 ○○市○○町1 -2 -3

届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採の計画

伐 採 面 積	0.50ha(人工林0.50ha)		
伐 採 方 法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	100%
作 業 委 託 先	(有) □□林業		
伐 採 樹 種	スギ		
伐 採 齢	60		
伐 採 の 期 間	令和4 年11月15日 ~ 令和5 年3 月15日		
集 材 方 法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3 m ・ 延長 1 0 0 m		

伐採面積が1 ha 以下であり、適正。

伐採の始期が届出日以降 30
~90 日であり、適正

2 備考

--

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1 年を超える 場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造林計画書

住 所 ○○市○○町1-2-3

届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積(A+B+C+D)	— ha
人工造林による面積(A+B)	— ha
植栽による面積(A)	— ha
人工播種による面積(B)	— ha
天然更新による面積(C+D)	— ha
ぼう芽更新による面積(C)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他()・なし
天然下種更新による面積(D)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他()・なし

伐採後において森林以外の用途に供されることとなるため、伐採後の造林の計画は不要。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)	—	—	— ha	— 本	—	—
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	—	—	— ha			—
5年後において適確な更新がなされない場合	令和10年4月1日 ～ 令和11年3月31日	スギ	0.50ha	1,500 本		幼齡木保護具の設置

伐採後において森林以外の用途に供されることとなるため、「5年後において適確な更新がなされない場合」欄以外は記載不要。

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

伐採後に宅地造成を予定(転用予定時期: 令和5年8月)

2 備考

伐採後の用途が森林以外(転用)である場合、その用途及び時期を記載する。

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した日において(3)の用途に供されていない場合には、その時点から2年以内に森林に復旧する旨の造林の計画を記載する。(ただし、5年以内に転用した場合は、造林の計画の履行は要しない。)

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。